

都市計画税に関する事項（都市計画税に関する調）

- 1 (1)表の「市町村の面積（千㎡）」欄は、国土交通省国土地理院が公表した平成19年10月1日現在の面積である。「課税区域の面積」欄は、都市計画税の課税対象土地（固定資産税に関する課税標準額が法定免税点未満であるため都市計画税を課することができないものを含むものとし、その他の規定による非課税のものを除く。）の面積を記載した。「都市計画区域の面積」は、都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定された区域に係る土地の面積を記載した。
- 2 第(1)表、第(3)表及び第(4)表中の「その他の区域」の欄には、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない団体において記載される。
- 3 第(2)表は、土地、家屋の区分に応じた納税義務者を記載した。また、「法定免税点以上のもの」欄には、少なくとも土地又は家屋のいずれかが法定免税点以上である納税義務者数を記載し、「法定免税点未満のもの」欄には、これ以外の納税義務者数を記載した。この場合、「法定免税点以上のもの」とは、固定資産税に係る課税標準額が法定免税点以上となることにより都市計画税を課することとなるものをいう（以下、この調において同じ。）ものである。なお、連帯納税義務の場合にあっては、連帯納税義務者の数によらず一の連帯納税義務につき1人とした。
- 4 第(3)表から第(8)表までについては、法定免税点以上のものに係る数値を記載した。
- 5 第(5)表は、次に掲げる区域内に市（都の特別区を含む。）の区域の全部又は一部が所在する団体（以下「三大都市圏の特定市」という。）において記載した。
 - (1) 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は同条第4項に規定する近郊整備地帯
 - (2) 近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域又は同条第4項に規定する近郊整備区域
 - (3) 中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域
- 6 第(8)表「農地の負担調整に関する調」には、「一般市街化区域農地」、「介在農地」、又は「一般の農地」について記載されており、三大都市圏の特定市に所在する平成十六年度以前参入の市街化区域農地及び平成十七年度以後参入の市街化区域農地以外の市街化区域農地については除かれている。

なお、三大都市圏の特定市に所在する法附則第19条の2に規定する生産緑地地区内の農地及び都市計画施設として定められた公園又は緑地の区域内の農地で都道府県知事の指定を受けたものその他政令で定める農地については、「上記以外の農地」としてこの表に含まれる。
- 7 この調において「大都市」とは、平成20年1月1日における地方自治法第252条の19第1項の指定都市である。